(趣旨)

第1条 この規則は、根室市企業立地促進条例(令和4年根室市条例第21号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (投資額の算定)

- 第2条 条例第2条第1号に規定する事業所等を新設し、又は増設する場合に おける当該事業所等の新設又は増設のための投資額の算定に当たっては、操 業又は事業(以下「操業等」という。)のために直接使用される資産のほか、 事業所等の内部環境施設、福利厚生施設及び敷地内の環境整備施設等に係る 資産の取得価額を含めるものとする。
- 2 事業所等の市内間移転又は更新を伴う増設の場合の投資額の算定に当たっては、移転又は増設に伴い新規に取得した資産の取得価額から移転又は増設 直前の当該施設等に係る減価償却資産の評価額を減じるものとする。

(雇用増の算定)

- 第3条 事業所等の新設又は増設に伴う雇用増の算定の対象とする者は、次に 掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 新たに雇用された者が根室市に住民票を有している又は雇用されている者が根室市に住民票を有することとなった者であること。
 - (2) 雇用期間の定めのない雇用者であること。
 - (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者(同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。)であること。
 - (4) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。
 - (5) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。

(指定の申請等)

- 第4条 条例第3条第2項の規定による指定の申請は、新設し、又は増設する事業所等の工事に着手する目前60日から工事に着手した日後30日までの期間内に指定申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添付し、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、指定の適否を決定し、 指定可否決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。 (計画の変更等)
- 第5条 条例第3条第1項の規定により市長の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、当該指定の後条例第4条第1項の規定による助成の決定があるまでの間に、当該事業所等の新設又は増設に係る計画を変更しようとす

- るとき(条例第3条第1項に規定する要件を欠くに至る変更をしようとする ときを除く。)は、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第3号)を提出して、 市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の計画の変更を承認するときは計画変更承認書(様式第4号) により、承認しない場合はその旨を申請者に通知する。
- 3 指定事業者は、当該指定の後条例第4条第1項の規定による助成の決定があるまでの間に、当該事業所等の新設又は増設に係る計画の廃止又は条例第3条第1項に規定する要件を欠くに至る変更をしたときは、当該廃止又は変更後速やかに、その理由及び内容を計画廃止(変更)届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(工事の着手及び完成の届出)

- 第6条 指定事業者は、当該事業所等の工事に着手したときは、当該着手の日から30日以内に工事着手届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。
- 2 指定事業者は、当該事業所等の工事が完成したときは、当該完成の日から10日以内に、工事完成届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。 (操業等の開始の届出)
- 第7条 指定事業者は、当該事業所等の操業等を開始したときは、当該操業等の開始の日から10日以内に操業開始届(様式第8号)により市長に届け出なければならない。
- 2 指定事業者は、条例第3条第1項の規定による指定前に当該事業所等の操業を開始したときは、前項の規定にかかわらず、当該指定の日から10日以内に操業開始届(様式第8号)により市長に届け出なければならない。

(課税免除の申請及び通知)

- 第8条 条例第5条第1項の規定による課税免除の申請は、課税免除申請書(様式第9号)により、当該事業所等の操業開始の日後、課税免除を受けようとする当該年の1月31日までに行わなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。
- 2 固定資産税のうち、土地については取得の日の翌日から起算して1年以内 に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合における 当該土地に限る。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、課税免除決定通知書(様式第10号)により、指定事業者に通知するものとする。 (補助金の額の端数処理)
- 第9条 条例第4条第1項の規定による補助金の交付の額に千円未満の端数が 生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 条例第4条第3項の規定による補助金の交付申請は、交付申請書(様式第11号)により市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該

申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に交付決定書(様式第12号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため、必要があると認める ときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の 決定をすることができる。

(補助事業の報告)

第12条 条例第4条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定通知後、30日以内に実績報告書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は前条の実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付額確定書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定したのち 補助事業者からの請求に基づき交付するものとし、補助金の概算払は認めな い。
- 2 補助金の交付は、前項による請求がされた日に属する年度に交付する。 (助成措置の承継の届出)
- 第15条 条例第6条第2項の規定による届出は、同条第1項に規定する承継 の事実が生じた後、速やかに、承継届(様式第15号)により行わなければな らない。

(操業等の状況の報告)

第16条 補助事業者は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度以降3年 の間の各年の当該事業所等の操業等の状況を、操業状況報告書(様式第16号) により市長に報告しなければならない。

(事業所等の譲渡の届出)

第17条 補助事業者は、当該事業所等の開始後10年以内に、当該事業所等を 譲渡するときは、当該事実が生じた日から10日以内にその理由及び譲渡し た日を譲渡届(様式第17号)により市長に届け出なければならない。

(事業所等の休止等の届出)

- 第18条 補助事業者は、当該事業所等の開始後10年以内に、当該事業所等の 操業等を休止し、又は廃止(倒産の場合を除く。以下同じ。)するときはその 理由及び休止又は廃止の日を、当該事業所等の操業等を著しく変更したとき はその理由及び内容を、それぞれ当該事実が生じた日から10日以内に操業 休止(廃止、変更)届(様式第18号)により市長に届け出なければならない。
- 2 補助事業者は、当該事業所等の操業等の開始後3年以内に当該事業所等の

操業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由及び休止 又は廃止の予定日を、操業休止等予定届(様式第19号)により市長に届け出 て、市長と操業等の休止又は廃止に関する協議を行わなければならない。

(補助金の返還規定の適用)

- 第19条 条例第7条第1項第4号ただし書に規定する市長がやむを得ない理由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 災害により操業等の継続ができなくなった場合
 - (2) 企業経営の悪化により倒産した場合
 - (3) 前条第2項の規定による協議を行い、市長が特にやむを得ないと認めた場合

(指定の取消し等)

第20条 市長は、条例第7条の規定に基づき、指定の取消し等を行うときは指定取消処分通知書(様式第20号)により、課税免除の取消しを行うときは課税免除取消処分通知書(様式第21号)により、補助金交付の取消し等を行うときは補助金交付取消等処分通知書(様式第22号)により当該指定事業者に通知する

(補足)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定申請書

年 月 日

名

根室市長 様

申請人 住所 法人にあっては、主たる事務 所の所在地 氏名 法人にあっては、その名称及び 代表者氏名

根室市企業立地促進条例第3条第1項の規定による指定を受けたいので、別紙関係書類を 添えて申請します。

1 新設(増設)する事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の名称及び所在地名 称

所在地

土地の購入の有無 有・無 (面積 m²)

- 2 業種 (事業)
- 3 投資額

(ア)投資額 円(土地代は除く)

(イ)土地を購入する場合の土地代金 円

4 工事着手予定年月日 年 月 日

5 工事完成予定年月日 年 月 日

6 操業開始予定年月日 年 月 日

7 承認地域経済牽引事業計画の承認年月日(該当の場合、承認書類の写しを添付)

年 月 日

- 8 新たに雇用された(る)者のうち根室市に住民票を有している又は 雇用されている者が根室市に住民票を有することとなった者の数(予定数含む)
- 9 誓約事項(下記の□にチェック「レ」を記入してください。)
 - □ 当社は、偽りその他不正の手段により当該事業所等の指定を受けようとすることは一切ありません。また、当社は、重大な法令違反や社会的信用を著しく損なう行為は一切ありません。
 - □ 当社は、当該指定申請を暴力団の活用には利用しません。また当社関係者等が暴力団員では ないことを確認するため、市が必要に応じて関係機関に照会することに同意します。
 - □ 市が、上記誓約事項に反すると認めたとき、または根室市企業立地促進条例第7条第1項の 各号のいずれかに該当すると認めたときは、当社が当該指定申請の決定の取消しを受けるこ とに同意します。

事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・物流施設・コールセンター)新設(増設)計画書

1 目的及び事業の概要(当該新設又は増設に係るもの。工場の場合主要製品名も記載)

2 投資額の内容

(単位:千円)

	Net 🖂	A 457	tille -list
種 別	数量	金額	備考
建物			
上			
構築物			
機械及び装置			
工具、器具及び備品			
その他			
가는 her kills 나 가는 다 나는 다 나는 다 사는 나는			
減価償却貧産額(市内間移	転又は更新を伴う増設時のみ)		
差引投資額			

	所 在	地目	地積(㎡)	取得金額	取得年月日
土地					

注1 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産及び土地について記入すること。

注 2 土地については取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする家屋 又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地のみを記載すること。

注3 市内間移転又は更新を伴う増設の場合は、移転直前の当該施設等の減価償却資産額 を「減価償却資産額(市内間移転又は更新を伴う増設時のみ)」欄に記載すること。

5 所要資金調達計画(金融機関別、年度別)

借入 年度 金融機関	年度	年度	年度	年度	年度	合	計
合 計							

(単位:千円)

6 操業 (事業) 開始後5年間の生産計画及び販路 (工場)

(1) 生産計画

	年度	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
生産品目						
合	計					

注1 増設の場合にあっては、既存分と増設分を区分すること。

(2) 販路

- 7 所要電力及び用水
 - (1) 契約電力 kw

月間使用電力見込み kwh

年間使用電力見込み kwh

(2) 用水(水源等) t/日

8 生産工程の概要(工場)

9 企業立地に伴う雇用増に関する事項

EA	### = 11	指定申請日における	操業 (事業) 開始事業年度終了日における	増減
区分	常時雇用者の内訳	常時雇用者数 A	常時雇用者数の見込み B	(B-A)
			(既存常時雇用者)	
			内名	
	既存常時雇用者数	名	訳(市内事業所等配置換え)	
	7,213 110 3,227 12 22 2		名	
			(既存常時雇用者 計)	
指定対象事業所等			名	
象事			(新規常時雇用者)	
業所			内 名 訳 (市外事業所等配置換え)	
寺	新規常時雇用者数		名	
			(新規常時雇用者 計)	
			名	
			, D)
	常時雇用者数 小計	名	名	名
市	常時雇用者数	名	名	
内既	111-1/E/11 E XX		· H	
市内既設事業所等	常時雇用者数	名	名	
(増設時のみ)	常時雇用者数	名	名	
のみ)	常時雇用者数 小計	名	名	
	合 計	名	C	
			名	名

注 当該事業所等の新設又は増設に伴い増加した雇用者(規則第3条の要件を満たす雇用者であって、かつ、市外の工場等からの配置換えの者及び技術取得のため他の自社工場等で訓練を受けている者を含み、市内の同一企業内での配置換えの者は含まない。)を労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条に基づく労働者名簿から転記すること。

指定申請前3年間の各事業年度終了日における市内常時雇用者数

指定申請前:	3 年間の市内の常時雇用者数の平均値(端数切捨)	F	名
年	月期の市内の常時雇用者数		名
年	月期の市内の常時雇用者数		名
年	月期の市内の常時雇用者数		名

算定の対象となる増加常時雇用者数

① 指定申請前3年間の平均値からの増加常時雇用者数(C-F)	名
② 指定対象事業所等における増加常時雇用者数 (D)	名
③ 市内の増加雇用者数 (E)	名

算定の対象となる	增加常時雇用者数	\$1
(①から③までの	最小値)	名

10 主要原材料及びその調達計画(工場)

11 事業収支計画

(単位:千円)

区分事業収入	初年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
売上高					
利 益					

12 市内の事業所等の概要

名	称	所在地	主要製品名及び生産能力	従業者数	補助金の交付等の状況
				人	
				人	
				人	

- 注1 指定申請者に係る市内の工場、情報サービス業関連施設、試験研究施設、宿泊施設、物流施設、コールセンターの全てについて記入すること。
- 注2 「主要製品名及び生産能力」の欄には、工場以外の場合にあっては、主な事業内容を記入すること。
- 注3 「補助金の交付等の状況」の欄には、次により記入すること。
- (1) 条例第3条第1項の規定による指定を受けている事業所等で、当該指定に係る補助金の交付の決定を受けていないものについては、指定年月日及び指令番号を記入すること。
- (2) 条例第4条第1項の規定による補助金の交付を受けている事業所等については、同項各号の区分ごとに、補助金の交付決定年月日、指令番号及び補助金の額を記入すること。

13 他の補助金の交付(予定)

補助金名	交付 (予定) 額	交付(予定)年月日
	円	
	円	

注 国、道、市の他の補助金(建設工事費に限る。)の交付(予定)があれば記入すること。

14 コールセンター事業における調書

事業所	事業所形態	新規建設・購入・借上	事業所所在地	
賃借	事業所所有者 (借上)		事業所面積	
	事業所賃借料		その他	
回線	使用回線名			
	その他			

15 その他の添付書類

- (1) 事業所等の位置図、見取図、配置図
- (2) 設備の配置図
- (3) 生産工程図
- (4) 土地取得年月日及び取得価格を示す書類(売買契約書の写し等、土地の固定資産税 免除対象の場合)
- (5) 会社にあっては、次の事項を記載した書類
 - ① 会社設立年月日
 - ② 資本金
 - ③ 会社の沿革及び現況
 - ④ 既存工場の所在地及び名称、生産能力並びに従業者数等
 - ⑤ 最近2期の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書
 - 6 定款
- (6) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- (7) その他参考となるもの

指定可否決定通知書

年 月 日

様

根室市長

年 月 日付指定申請の事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の新設(増設)については、次のとおり決定するので、根室市企業立地促進条例第3条第1項の規定により通知します。

- 1 決定内容
 - □指定します □指定しません
- 2 新設(増設)する事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・ 物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の名称及び所在地 名 称

所在地

- 3 業種(事業)
- 4 指定の条件
- (1)根室市企業立地促進条例及び同施行規則を守ること。
- 5 指定をしない理由

計画変更承認申請書

年 月 日

根室市長様

申請人 住所 法人にあっては、主たる事務 所の所在地 法人にあっては、その名称及 び代表者氏名

印

根室市企業立地促進条例施行規則第5条第1項の規定により、指定に係る事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の新設(増設)計画を次のとおりを変更したいので、申請します。

- 1 新設(増設)する事業所等の名称及び所在地
- 2 指定年月日及び指令番号
- 3 新設(増設)計画の変更内容
- 4 新設(増設)計画を変更しようとする理由
- 注 3については、様式第1号に準じて新旧を比較対照すること

計画変更承認書

年 月 日

様

根室市長

年 月 日付申請のあった計画変更について、下記のとおり承認した ので、根室市企業立地促進条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

- 1 新設(増設)する事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・ 物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の名称及び所在地
- 2 指定年月日及び指令番号
- 3 新設(増設)計画の変更内容
- 4 新設(増設)計画を変更しようとする理由

計画廃止 (変更) 届

年 月 日

根室市長様

申請人 住所 法人にあっては、主たる事務 所の所在地 氏名 法人にあっては、その名称及 び代表者氏名 印

根室市企業立地促進条例施行規則第5条第3項の規定により、指定に係る事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の新設(増設)計画を廃止(変更)したので、届け出ます。

- 1 新設(増設)する事業所等の名称及び所在地
- 2 指定年月日及び指令番号
- 3 新設(増設)計画の廃止(変更)理由及び内容
- 4 新設(増設)計画の廃止(変更)年月日

工事着手届

年 月 日

印

根室市長 様

申請人 住所 法人にあっては、主たる事務 所の所在地 氏名 法人にあっては、その名称及 び代表者氏名

根室市企業立地促進条例施行規則第6条第1項の規定により、指定に係る事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の工事に着手しましたので、お届けします。

- 1 新設(増設)する事業所等の名称及び所在地
- 2 指定年月日及び指令番号
- 3 着手年月日
- 4 完成予定年月日

工 事 完 成 届

年 月 日

根室市長 様

申請人 住所 法人にあっては、主たる事務 所の所在地 氏名 法人にあっては、その名称及 び代表者氏名 印

根室市企業立地促進条例施行規則第6条第2項の規定により、指定に係る事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の工事は別紙のとおり完成しましたので、お届けします。

- 1 新設(増設)する事業所等の名称及び所在地
- 2 投資額 (別紙のとおり)
- 3 完成年月日
- 4 事業所等の現況

(別紙)

投資額の内訳

種別	数量	金 額 (円)	備考
建物			
構築物			
機械及び装置			
工具、器具及び備品			
その他			
減価償却資産額(市内間移	転又は更新を伴う増設時のみ)		
差引投資額			

	所在	地目	地積(㎡)	取得金額	取得年月日
土地					

注1 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産及び土地について記入すること。

注 2 土地については取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋 又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地のみを記載すること。

注3 市内間移転又は更新を伴う増設の場合は、移転直前の当該施設等の減価償却資産額 を「減価償却資産額(市内間移転又は更新を伴う増設時のみ)」欄に記載すること。

操業開始届

年 月 日

根室市長 様

申請人 住所 法人にあっては、主たる事務 所の所在地 氏名 法人にあっては、その名称及 び代表者氏名 印

根室市企業立地促進条例施行規則第7条第1項の規定により、指定に係る事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の操業(事業)を開始しましたので、お届けします。

- 1 新設(増設)する事業所等の名称及び所在地
- 2 指定年月日及び指令番号
- 3 操業(事業)開始年月日
- 4 事業所等の現況

課税免除申請書

年 月 日

根室市長様

申請人 住所 (法人にあっては、主たる事務) 所の所在地 氏名 法人にあっては、その名称及 び代表者氏名

印

根室市企業立地促進条例第5条第1項の規定に基づき、 年度分の下記の資産に課される固定資産税の課税免除を申請します。

なお、本件について必要に応じて当社(私)の根室市固定資産課税台帳を確認することを 承諾いたします。

- 1 新設(増設)する事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・ 物流施設・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の名称及び所在地
- 2 指定年月日及び指令番号
- 3 指定を受けた事業所等に係る設備投資の内訳 別紙1
- 4 指定を受けた事業所等に係る雇用者の状況及び新たに雇用された者の内訳 別紙2、3
- 5 操業等開始年月日 年 月 日
- 6 承認地域経済牽引事業計画の承認年月日(該当の場合、承認書類の写しを添付)

年 月 日

- 7 事業所等の現況
- 8 誓約事項(下記の□にチェック「レ」を記入してください。)
 - □ 当社は、偽りその他不正の手段により当該事業所等の指定を受けようとすることは一切ありません。また、当社は、重大な法令違反や社会的信用を著しく損なう行為は一切ありません。
 - □ 当社は、当該指定申請を暴力団の活用には利用しません。また当社関係者等が暴力団員では ないことを確認するため、市が必要に応じて関係機関に照会することに同意します。
 - □ 市が、上記誓約事項に反すると認めたとき、または根室市企業立地促進条例第7条第1項の 各号のいずれかに該当すると認めたときは、当社が当該指定申請の決定の取消しを受けるこ とに同意します。

(別紙1)

設備投資の内訳

1 土地

所 在 地	面 積	取得額	取得年月日	備考
	m²	円		

注 土地については取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地のみを記載すること。

2 建物、構築物、機械及び装置など

種別	数量	取得額	固定資産税評価額	取得年月日
建物		円	円	
構築物		円	円	
機械及び装置		円	円	
工具、器具 及び備品		円	円	
その他		円	円	
計		円	円	-

1 常時雇用者の状況

区分	常時雇用者の内訳	指定申請日における	課税免除及び補助金交付の申請日時点の		増減
277	113:13/112/13 11 2 1 3 11 3	常時雇用者数 A	常時	雇用者数 B	(B-A)
				(既存常時雇用者)	
			内	名	
			訳	(市内事業所等配置換え)	
	既存常時雇用者数	名		名	
			(既		
指				名	
指定対象事業所等				(新規常時雇用者)	
家 事			内	名	
兼 所 笙			訳	(市外事業所等配置換え)	
寸	新規常時雇用者数			名	
			(\$£		
			(19/1	名 名	
	常時雇用者数 小計	名		名	D
					名
市	常時雇用者数	名			
内既	7,2,74	П			
市内既設事業所等	常時雇用者数	名		名	
(増 設	常時雇用者数	名		名	
(増設時のみ)					
<u>پ</u>	常時雇用者数 小計	名		名	
			C		Е
	合 計	名	С	<i>h</i>	E
				名	名

注 当該事業所等の新設又は増設に伴い増加した雇用者(規則第3条の要件を満たす雇用者であって、かつ、市外の工場等からの配置換えの者及び技術取得のため他の自社工場等で訓練を受けている者を含み、市内の同一企業内での配置換えの者は含まない。)を労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条に基づく労働者名簿から転記すること。

指定申請前3年間の各事業年度終了日における市内常時雇用者数

指定申請前	3 年間の市内の常時雇用者数の平均値(端数切捨)	F	名
年	月期の市内の常時雇用者数		名
年	月期の市内の常時雇用者数		名
年	月期の市内の常時雇用者数		名

算定の対象となる増加常時雇用者数

(1	指定申請前3年間の平均値からの増加常時雇用者数 (C-F)	名
(2	指定対象事業所等における増加常時雇用者数(D)	名
(3	市内の増加雇用者数(E)	名

算定の対象となる増加常時雇用者数	々
(①から③までの最小値)	名

2 新設(増設)に伴い増加した雇用者の内訳

番号	氏名	生年月日	業務の 種類	雇入 年月日	住所	(ア) 市外転入(家族有)(イ) 市外転入(単身)(ウ) 市内在住
_						

注1 当該事業所等の新設又は増設に伴い増加した雇用者(規則第3条の要件を満たす雇用者であって、かつ、市外の工場等からの配置換えの者及び技術取得のため他の自社工場等で訓練を受けている者を含み、市内の同一企業内での配置換えの者は含まない。)を労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条に基づく労働者名簿から転記すること。

注 2 規則第 3 条の要件の確認として、雇用保険法の規定に基づく被保険者に係る書類、健康保険法の規 定に基づく被保険者に係る書類、厚生年金法の規定に基づく被保険者に係る書類の写しを添付すること

課税免除決定通知書

年 月 日

様

根室市長

年 月 日申請があった下記の資産に係る 年度分の固定資産税の課税免除について、免除(する・しない)ことを決定しましたので根室市企業立地促進条例施行規則第8条第3項の規定により通知します。

1 課税免除の内容

区分	課税標準額(円)	課税免除する相当税額(円)	摘要
土 地			
家 屋			
償却資産			
合 計			

2 課税免除をしない場合の理由

交 付 申 請 書

年 月 日

根室市長様

申請人 住所 法人にあっては、主たる事務 所の所在地 法人にあっては、その名称及 び代表者氏名

印

根室市企業立地促進条例第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、別紙 関係書類を添えて申請します。

- 1 新設(増設)する事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・ 物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の名称及び所在地
- 2 指定年月日及び指令番号
- 3 補助金交付申請額

円

(内訳)

(1)投資額を基準とする申請額

円(内訳別紙1)

(2) 雇用増を基準とする申請額 (年目)

円(内訳別紙2,3)

(3) コールセンター設置に係る助成額(年目)

円(内訳別紙4)

- 4 操業(事業)開始予定年月日
- 5 承認地域経済牽引事業計画の承認年月日 (該当の場合、承認書類の写しを添付)
- 6 事業所等の現況
- 7 誓約事項(下記の□にチェック「レ」を記入してください。)
 - □ 当社は、偽りその他不正の手段により当該事業所等の指定を受けようとすることは一切ありません。また、当社は、重大な法令違反や社会的信用を著しく損なう行為は一切ありません。
 - □ 当社は、当該指定申請を暴力団の活用には利用しません。また当社関係者等が暴力団員では ないことを確認するため、市が必要に応じて関係機関に照会することに同意します。
 - □ 市が、上記誓約事項に反すると認めたとき、または根室市企業立地促進条例第7条第1項の 各号のいずれかに該当すると認めたときは、当社が当該指定申請の決定の取消しを受けるこ とに同意します。

別紙 1 設備投資の内訳

種別	数量	金額 (円)	備考
建物			
構築物			
KK I N TI SONLATII			
機械及び装置			
工具、器具及び備品			
工具、番具及び隅田			
その他			
減価償却資産額(市内間移	 転又は更新を伴う増設時のみ)		
差引投資額			

注 1 所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げる減価償却資産について記入すること。

注 2 市内間移転又は更新を伴う増設の場合は、移転直前の当該施設等の減価償却資産額 を「減価償却資産額(市内間移転又は更新を伴う増設時のみ)」欄に記載すること。

1 常時雇用者の状況

区分	常時雇用者の内訳	指定申請日における	課税免除及び補助金交付の申請日時点の		増減
277	113:13/112/13 11 2 1 3 11 3	常時雇用者数 A	常時	雇用者数 B	(B-A)
				(既存常時雇用者)	
			内	名	
			訳	(市内事業所等配置換え)	
	既存常時雇用者数	名		名	
			(既		
指				名	
指定対象事業所等				(新規常時雇用者)	
家 事			内	名	
兼 所 笙			訳	(市外事業所等配置換え)	
寸	新規常時雇用者数			名	
			(\$£		
			(19/1	名 名	
	常時雇用者数 小計	名		名	D
					名
市	常時雇用者数	名			
内既	7,27,412,54	П			
市内既設事業所等	常時雇用者数	名		名	
(増 設	常時雇用者数	名		名	
(増設時のみ)					
<u>پ</u>	常時雇用者数 小計	名		名	
			C		Е
	合 計	名	С	<i>h</i>	E
				名	名

注 当該事業所等の新設又は増設に伴い増加した雇用者(規則第3条の要件を満たす雇用者であって、かつ、市外の工場等からの配置換えの者及び技術取得のため他の自社工場等で訓練を受けている者を含み、市内の同一企業内での配置換えの者は含まない。)を労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条に基づく労働者名簿から転記すること。

指定申請前3年間の各事業年度終了日における市内常時雇用者数

指定申請前:	3 年間の市内の常時雇用者数の平均値(端数切捨)	F	名
年	月期の市内の常時雇用者数		名
年	月期の市内の常時雇用者数		名
年	月期の市内の常時雇用者数		名

算定の対象となる増加常時雇用者数

(1	指定申請前3年間の平均値からの増加常時雇用者数 (C-F)	名
(2	指定対象事業所等における増加常時雇用者数(D)	名
(3	市内の増加雇用者数(E)	名

算定の対象となる増加常時雇用者数	々
(①から③までの最小値)	名

1 新設(増設)に伴い増加した雇用者の内訳

			/	• •			
番号	氏名	生年月日	業務の 種類	雇入 年月日	住所	(ア)(イ)(ウ)	市外転入(家族有) 市外転入(単身) 市内在住

注1 当該事業所等の新設又は増設に伴い増加した雇用者(規則第3条の要件を満たす雇用者であって、かつ、市外の工場等からの配置換えの者及び技術取得のため他の自社工場等で訓練を受けている者を含み、市内の同一企業内での配置換えの者は含まない。)を労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条に基づく労働者名簿から転記すること。

注 2 規則第 3 条の要件の確認として、雇用保険法の規定に基づく被保険者に係る書類、健康保険法の規 定に基づく被保険者に係る書類、厚生年金法の規定に基づく被保険者に係る書類の写しを添付すること。

コールセンター事業における施設賃借及び回線使用状況調書

1 事業所賃借料の支払状況内訳

	支	払	月	金額 (円)	支払年月日	備考
1		年	月分			操業開始月
2		年	月分			
3		年	月分			
4		年	月分			
5		年	月分			
6		年	月分			
7		年	月分			
8		年	月分			
9		年	月分			
1 0		年	月分			
1 1		年	月分			
1 2		年	月分			
	計	+				

- 注1 事業所賃借契約書(写)を添付すること。
- 注2 請求書及び支払ったことを確認することができる書類の写しを添付すること。

2 通信回線使用料の支払状況内訳

	_					
	支	払	月	金額(円)	支払年月日	備考
1		年	月分			操業開始月
2		年	月分			
3		年	月分			
4		年	月分			
5		年	月分			
6		年	月分			
7		年	月分			
8		年	月分			
9		年	月分			
1 0		年	月分			
1 1		年	月分			
1 2		年	月分			
	計	-				

注 請求書及び支払ったことを確認することができる書類の写しを添付すること。 ※本申請は、操業開始後(1年分の賃借料、回線使用料納入後)申請すること。

交 付 決 定 書

年 月 日

様

根室市長

年 月 日付申請のあった補助金について、次のとおり交付決定したので、根室市 企業立地促進条例施行規則第11条第1項に基づき通知します。

- 1 新設(増設)する事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・ 物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の名称及び所在地
- 2 指定年月日及び指令番号
- 3 補助金交付決定額 円(内訳)(1)投資額を基準とする決定額 円
 - (2) 雇用増を基準とする決定額 (年目) 円
 - (3) コールセンター設置に係る助成決定額 (年目) 円
- 4 交付の条件
 - (1) 補助金等は、目的外に使用しないこと
 - (2) 事業終了後、収支精算書、事業実績書を提出すること。
 - (3) 補助金等は、事業(事務)終了後確定された金額を請求により交付する。
 - (4) 交付条件に違反したとき、その他市長が補助等を不適当と認めたときは、補助金等を取り消し、又は削減し、既に交付されたものの返還を命ずることができる。

実績報告書

年 月 日

根室市長様

申請人 住所 法人にあっては、主たる事務 所の所在地 氏名 法人にあっては、その名称及 び代表者氏名 印

年 月 日指令第 号をもって補助金の交付決定を受けた事業について、 年 月 日完了したので、根室市企業立地促進条例施行規則第12条の規定により報告します。

- 1 新設(増設)する事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・ 物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の名称及び所在地
- 2 指定年月日及び指令番号
- 3 補助金交付決定額 円

(内訳)

- (1) 投資額を基準とする決定額 円(内訳別紙1)
- (2) 雇用増を基準とする決定額 (年目) 円 (内訳別紙2、3)
- (3) コールセンター設置に係る助成決定額(年目)円(内訳別紙4)

別紙 1 設備投資の内訳

種別	数量	金額 (円)	備考
建物			
構築物			
KK I N TI SONLATII			
機械及び装置			
工具、器具及び備品			
工具、番具及び隅田			
その他			
減価償却資産額(市内間移	 転又は更新を伴う増設時のみ)		
差引投資額			

注 1 所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げる減価償却資産について記入すること。

注 2 市内間移転又は更新を伴う増設の場合は、移転直前の当該施設等の減価償却資産額 を「減価償却資産額(市内間移転又は更新を伴う増設時のみ)」欄に記載すること。

1 常時雇用者の状況

					増減
区分	常時雇用者の内訳	指定申請日における			
277	113:13/112/13 11 2 1 3 11 3	常時雇用者数 A	常時	雇用者数 B	(B-A)
				(既存常時雇用者)	
			内	名	
			訳	(市内事業所等配置換え)	
	既存常時雇用者数	名		名	
			(既		
指				名	
指定対象事業所等				(新規常時雇用者)	
家 事			内	名	
兼 所 笙			訳	(市外事業所等配置換え)	
寸	新規常時雇用者数			名	
			(\$F.		
			(19/1	名 名	
	常時雇用者数 小計	名		名	D
					名
市	常時雇用者数	名			
内既	7,27,412,54	П			
市内既設事業所等	常時雇用者数	名		名	
(増 設	常時雇用者数	名		名	
(増設時のみ)					
<u>پ</u>	常時雇用者数 小計	名		名	
			C		Е
	合 計	名	С	<i>h</i>	E
				名	名

注 当該事業所等の新設又は増設に伴い増加した雇用者(規則第3条の要件を満たす雇用者であって、かつ、市外の工場等からの配置換えの者及び技術取得のため他の自社工場等で訓練を受けている者を含み、市内の同一企業内での配置換えの者は含まない。)を労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条に基づく労働者名簿から転記すること。

指定申請前3年間の各事業年度終了日における市内常時雇用者数

指定申請前:	3 年間の市内の常時雇用者数の平均値(端数切捨)	F	名
年	月期の市内の常時雇用者数		名
年	月期の市内の常時雇用者数		名
年	月期の市内の常時雇用者数		名

算定の対象となる増加常時雇用者数

(1	指定申請前3年間の平均値からの増加常時雇用者数 (C-F)	名
(2	指定対象事業所等における増加常時雇用者数(D)	名
(3	市内の増加雇用者数(E)	名

算定の対象となる増加常時雇用者数	々
(①から③までの最小値)	名

1 新設(増設)に伴い増加した雇用者の内訳

			/	• •			
番号	氏名	生年月日	業務の 種類	雇入 年月日	住所	(ア)(イ)(ウ)	市外転入(家族有) 市外転入(単身) 市内在住

注1 当該事業所等の新設又は増設に伴い増加した雇用者(規則第3条の要件を満たす雇用者であって、かつ、市外の工場等からの配置換えの者及び技術取得のため他の自社工場等で訓練を受けている者を含み、市内の同一企業内での配置換えの者は含まない。)を労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条に基づく労働者名簿から転記すること。

注 2 規則第 3 条の要件の確認として、雇用保険法の規定に基づく被保険者に係る書類、健康保険法の規 定に基づく被保険者に係る書類、厚生年金法の規定に基づく被保険者に係る書類の写しを添付すること。

コールセンター事業における施設賃借及び回線使用状況調書

1 事業所賃借料の支払状況内訳

	支	払	月	金額 (円)	支払年月日	備考
1		年	月分			操業開始月
2		年	月分			
3		年	月分			
4		年	月分			
5		年	月分			
6		年	月分			
7		年	月分			
8		年	月分			
9		年	月分			
1 0		年	月分			
1 1		年	月分			
1 2		年	月分			
計						

- 注1 事業所賃借契約書(写)を添付すること。
- 注2 請求書及び支払ったことを確認することができる書類の写しを添付すること。

2 通信回線使用料の支払状況内訳

	a management of the second sec							
	支	払	月	金額(円)	支払年月日	備考		
1		年	月分			操業開始月		
2		年	月分					
3		年	月分					
4		年	月分					
5		年	月分					
6		年	月分					
7		年	月分					
8		年	月分					
9		年	月分					
1 0		年	月分					
1 1		年	月分					
1 2		年	月分					
	計	-						

注 請求書及び支払ったことを確認することができる書類の写しを添付すること。 ※本申請は、操業開始後(1年分の賃借料、回線使用料納入後)申請すること。

補助金交付額確定書

年 月 日

円

様

事業名(補助金名) 根室市企業立地促進補助金

年 月 日指令第 号をもって交付決定の通知をした上記補助金について、 年 月 日付の実績報告書に基づき次のとおり確定されたので、根室市企業立地 促進条例施行規則第13条の規定により通知します。

- 1 新設(増設)する事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・ 物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の名称及び所在地
- 2 指定年月日及び指令番号
- 3 補助金交付決定額
 円

 (内訳)
 (1)投資額を基準とする決定額
 円

 (2)雇用増を基準とする決定額(年目)
 円
- 4 補助金は、確定された金額を請求により交付する。

(3) コールセンター設置に係る助成決定額(年目)

5 補助条件に違反したとき、その他市長が補助等を不適当と認めたときは、補助金等を取り消しし、又は減額し、既に交付されたものの返還を命ずることができる。

承 継 届

年 月 日

根室市長 様

届出者 住所 法人にあっては、主たる事務 所の所在地 氏名 法人にあっては、その名称及 び代表者氏名

钔

この度、別紙のとおり事業所等(工場・情報関連サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)を承継しましたので、根室市企業立地促進条例施行規則第15条の規定により届け出ます。

1 非承継人の住所及び氏名

住 所

氏 名

2 承継前における事業所等の名称及び所在地並びに当該事業所等に係る指定年月日及び 指令番号

名 称

所在地

指定年月日

- 3 承継後における事業所等の名称
- 4 承継年月日 年 月 日
- 5 承継の理由
- 注 承継の事実を証する書類を添付すること。

操業状況報告書

年 月 日

根室市長様

提出者 住所 法人にあっては、主たる事務 所の所在地 法人にあっては、その名称及 び代表者氏名 印

根室市企業立地促進条例施行規則第16条の規定により、補助金の交付に係る事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の操業状況を次のとおり報告します。

1 事業所等の名称及び所在地並びに当該事業所等に係る補助金の交付決定年月日及び指令番号 名称

所在地

交付決定年月日

年 月 日

指令番号

2 事業所等の現況(当該年又は年度の操業等の状況を次の表により記載すること。)

職種 雇用者			計	給与総額(千円)
決算終了時の				
雇用者数				

区分 年間生産量 出荷額 (千円) 生産品目

	(単位:千円)
事業収支	
売上高	
利益	

3 納付済額(当該事業年度の納税額、支出済額を次の区分に従い記入すること。) (単位:円)

税目等	法人市民税	固定資産税	その他の税	水道料	下水道使用料	計
納付済額						

4 その他(事業所等の新設又は増設の計画等があれば、具体的に記載すること。)

譲 渡 届

年 月 日

根室市長様

譲渡人 住所 法人にあっては、主たる事務 所の所在地 氏名 法人にあっては、その名称及 び代表者氏名 印

この度、別紙のとおり事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)を譲渡しましたので、根室市企業立地促進条例施行規則第17条の規定により届け出ます。

1 譲受人の住所及び氏名

住所

氏名

2 譲渡前における事業所等の名称及び所在地並びに当該事業所等に係る補助金の交付決定年月 日及び指令番号

名称

所在地

交付決定年月日 年 月 日

- 3 譲渡後における事業所等の名称
- 4 譲渡年月日
- 5 譲渡の理由
- 注 譲渡の事実を証する書類を添付すること。

操業休止(廃止、変更)届

年 月 日

印

根室市長様

届出人 住所 法人にあっては、主たる事務 所の所在地

> 氏名 法人にあっては、その名称及 び代表者氏名

> > 見定により、補助金の交付に係る事

根室市企業立地促進条例施行規則第18条第1項の規定により、補助金の交付に係る事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の操業を休止(廃止、変更)したので、届け出ます。

1 事業所等の名称及び所在地並びに当該事業所等に係る補助金の交付決定年月日及び指 令番号

名称

所在地

交付決定年月日 年 月 日

- 2 休止 (廃止、変更) 理由
- 3 休止 (廃止、変更) 年月日 年 月 日

操業休止等予定届

年 月 日

根室市長様

届出人 住所 法人にあっては、主たる事務 所の所在地

> 氏名 法人にあっては、その名称及 び代表者氏名

钔

根室市企業立地促進条例施行規則第18条第2項の規定により、補助金の交付に係る事業所等(工場・情報サービス業関連施設・試験研究施設・宿泊施設・物流施設・コールセンター・承認地域経済牽引事業計画に基づく施設)の操業を休止(廃止)する予定ですので、届け出ます。

1 事業所等の名称及び所在地並びに当該事業所等に係る補助金の交付決定年月日及び指 令番号

名称

所在地

交付決定年月日 年 月 日

- 2 休止 (廃止) 予定年月日 年 月 日
- 3 休止 (廃止) 理由 (休止又は廃止に係る説明資料を添付すること。
- 4 解雇する雇用者の今後の処遇
- 5 その他

指定取消処分通知書

年 月 日

様

根室市長印

年 月 日付第 号で決定した指定(承継承認を含む。以下同じ。)について、根室市企業立地促進条例第7条の規定に基づき、次のとおり指定の取消しを決定したので、根室市企業立地促進条例施行規則第20条の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称、所在地及び代表者名
- 2 処分の内容等
- 3 処分の理由

課税免除取消処分通知書

年 月 日

様

根室市長 印

年 月 日付第 号で決定した指定課税免除について、根室市企業立地促進 条例第7条の規定に基づき、次のとおり課税免除の取消しを決定したので、根室市企業 立地促進条例施行規則第20条の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称、所在地及び代表者名
- 2 処分の内容等
- 3 処分の理由

補助金交付取消等処分通知書

年 月 日

様

根室市長 印

年 月 日付第 号で決定した補助金交付について、根室市企業立地促進条例第7条の規定に基づき、次の処分を決定したので、根室市企業立地促進条例施行規則第20条の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称、所在地及び代表者名
- 2 処分の内容等
- 3 処分の理由